総務委員会資料

平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第167号

川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料3 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例新旧対照表

> 平成28年11月25日 総務企画局

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市情報公開条例	○川崎市情報公開条例
平成13年3月29日条例第1号	平成13年3月29日条例第1号
第5章 情報公開運営審議会	第5章 情報公開運営審議会
(情報公開運営審議会)	(情報公開運営審議会)
第33条 この条例による公文書公開制度、個人情報保護条例による個人情報	第33条 この条例による公文書公開制度、個人情報保護条例による個人情報
保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年川崎市条	保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年川崎市条
例第2号。以下「会議公開条例」という。)による審議会等の会議の公開	例第2号。以下「会議公開条例」という。)による審議会等の会議の公開
制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、	制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、
川崎市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。	川崎市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。	2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。
(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す	(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律(平成25年法律第27号) <mark>第28条第1項</mark> に規定する評価書に関する	る法律(平成25年法律第27号) <mark>第27条第1項</mark> に規定する評価書に関する
事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。	事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。
<u>附 則</u>	
この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	
関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日か	
<u>ら施行する。</u>	

改正後	改正前
○川崎市個人情報保護条例	○川崎市個人情報保護条例
昭和60年6月29日条例第26号	昭和60年6月29日条例第26号
(利用停止を請求する権利) 第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該	 (利用停止を請求する権利) 第23条 何人も 自己を木人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該
当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人	当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人
情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以	
下「利用停止」という。) に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第11	
条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき、第11条の2第	条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき、第11条の2第
1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の 規定に違反して収集され若しくは保管されているとき、又は番号法 <mark>第29</mark>	
条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第 9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	
当該保有個人情報の利用の停止、消去	当該保有個人情報の利用の停止、消去
<u>附 則</u>	
この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	
関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日か	

ら施行する。

改正後

平成27年7月7日条例第44号

○川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(略)

第3条 川崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

号を加える。

(5)情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項<mark>(これらの規定を</mark>(5)情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に 番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録され記録された保有特定個人情報をいう。 た保有特定個人情報をいう。

2項中「第2条第5号イ」を「第2条第6号イ」に改める。

第11条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除」第11条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を く。) | を加える。

以下この条において同じ。) 」を加える。

対し通知するものとする。」を「保有個人情報(情報提供等記録を除く。以対し通知するものとする。」を「保有個人情報(情報提供等記録を除く。以 |要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情 |報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者で 録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、知するものとする。」に改める。 その旨を通知するものとする。」に改める。

第45条中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改める。

改正前

平成27年7月7日条例第44号

○川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(略)

|第3条 川崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1│第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1 号を加える。

- 第8条第1項中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改め、同条第 - 第8条第1項中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改め、同条第 |2項中「第2条第5号イ」を「第2条第6号イ」に改める。

除く。) 」を加える。

第23条第1項中「する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。」第23条第1項中「する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。 以下この条において同じ。)」を加える。

第30条第6項後段中「その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に」 第30条第6項後段中「その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に 下この項において同じ。)の訂正又は利用停止をしたときにあってはその旨下この項において同じ。)の訂正又は利用停止をしたときにあってはその旨 |を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとし、情報提供|を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとし、情報提供| 等記録の訂正をしたときにあってはその旨を請求者に通知するとともに、必等記録の訂正をしたときにあってはその旨を請求者に通知するとともに、必 <mark>会者若しくは条例事務関係情報提供者(</mark>当該訂正に係る情報提供等記録に記あって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通

第45条中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改める。

改正後	改正前
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	